

藤沢市人権施策推進指針の改定について

概 要

(1) 目的

「藤沢市人権施策推進指針（改定版）」が、2016年（平成28年）3月に改定されてから、5年が経過しています。

指針の中では、“社会情勢の変化等に対応するため、今後は、概ね5年ごとに見直しを行い、改定する”旨の記載（指針p2）があります。

(2) 根拠法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(3) 改定の視点

1 「藤沢市市政運営の総合指針2024」の策定

3つのまちづくりコンセプト（めざすべきまちの姿の明確化）の一つとして、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”を示すとともに、“一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等を促進するとともに、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟を目指す必要性”に言及しています。

2 「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」の人権と多様な主体への働きかけ

現行の指針において課題とされた、子どものいじめや障がいのある人への差別といった「喫緊の人権課題への対応」、SNSなどインターネット上における人権侵害など「新たな人権課題への対応」、外国人やセクシュアルマイノリティ（性的少数者）など「理解が進んでいない人権課題への対応」に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題や働く人の人権、女性や若年層に関する人権課題など、社会情勢の変化を踏まえる必要があります。

加えて、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も取り入れ、市民、NPO、ボランティア、大学、企業など多様な主体への周知啓発や連携をより意識した指針をめざすことを想定しています。

(4) その他参考事項

1 専門部会の設置

ふじさわ人権協議会要綱第9条に基づき専門部会を設置して検討を進めます。

2 市民意識調査の実施

現行の指針において、“指針の改定に当たっては、その都度、「第1回藤沢市人権に関する市民意識調査」と同等の調査を行い、市民の人権意識やニーズ等を的確に捉えた上で、行うこととする”旨の記載（指針p2）があります。

- 市民意識調査の実施に向けた検討 ※予算の問題あり

以上